

CHUO SOGO LPC NEWS



弁護士法人
CHUO SOGO LPC
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階
電話 06-6676-8834(代表) / FAX 06-6676-8839
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / FAX 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉢町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / FAX 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2026 新春号

2026年1月発行 第121号



ご挨拶

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

本号の発刊にあたり、まず、昨年11月に逝去された東京事務所共同代表・安保智勇弁護士のご功績に、深甚なる敬意と感謝を表します。安保弁護士は、当事務所が東京に拠点を設けた黎明期より、その基盤を築かれ、後進の育成にも尽力されました。国際的視野と高い倫理観に裏打ちされたその姿勢は、今なお事務所の理念に息づいております。安保弁護士が残された精神を継ぎ、事務所一同、一層の責任感をもって歩みを進めてまいります。

さて、新年号では、社会と企業を取り巻く環境の変化に的確に対応すべく、多角的なテーマを取り上げました。2026年4月施行予定の区分所有法改正、公正証書作成手続のデジタル化、電子決裁手段の法規制整備、自転車の「青切符制度」導入など、企業活動や日常生活に密着した法改正について、それぞれ分かりやすく解説しておりますので、ぜひご一読いただければ幸いです。

また、人事面につきましては、検察官としての豊富な経験を有する田中幸佑弁護士と弁護士8年目を迎える榎本辰則弁護士が、新たにパートナーに就任いたしました。さらに、金融庁に出向しておりました西川昇大弁護士、佐藤諒一弁護士が帰任するとともに、大阪事務所の小川広将弁護士が新たに金融庁に出向することになりましたので、併せてご報告申し上げます。若手の挑戦と成長を心強く感じております。

本号では、恒例となりました各弁護士の新年の抱負を、プライベート感のある写真とともに掲載しています。執務中とはまた異なる表情をご覧いただければ幸いです。私自身は、昨年11月にインド・ニューデリーで開催された国際会議においてパネリストとして講演する機会に恵まれ、高校時代から憧れていたタージ・マハールを訪れることができました。ムガール帝国最盛期の皇帝シャー・ジャハーンが亡き妻のために建立した廟であり、半透明の大理石で造られた白亜の建物の壮麗さに心を奪われました。また、インド特有の混沌と活力に満ちた空気に触れ、日本とのビジネスが今後ますます発展する可能性を感じました。

本年も、事務所一丸となって皆様の法的ニーズに迅速かつ的確にお応えしてまいいる所存です。どうぞ引き続き事ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



Globalaw 国際会議



タージ・マハール

代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました。

本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。

よろしくお願ひ致します。



弁護士 村野 譲二

最近、日本の古典芸能を楽しんでいます。昨年、大阪関西万博で、能楽・文楽・歌舞伎を紹介する催しが行われ、定期公演も外国人向けの演目が多かったのですが、観客数はそれほど伸びなかったようです。ところが、映画「国宝」が邦画史上最高の売り上げを記録する大ヒットになりました。もちろん、フィクションですが、キャスティングの妙もあり、鶯娘・曾根崎心中等が美しく描かれ、また、歌舞伎界の一面を想像させるもので、結構面白い作品でした。日本の古典芸能の継承には貢献したのではないかでしょうか。



弁護士 中光 弘

単なる知識量ではどういってもAIにかなわないと思います。しかし、五感の作用を総動員して集めた情報を分析して出てくる智恵は、まだまだAIにはできない弁護士の価値だと考えています。その智恵から真に的確なリーガルサービスができると考えています。本年も皆様に的確なリーガルサービスを、迅速にご提供できるよう心がけて参ります。どうぞ宜しくお願いいたします。



弁護士 中務 尚子

新しい犬を迎える日々の生活に若さが加わりました。あまりのヤンチャ振りに手を焼き、ギャングちゃんと呼んでいます。秋に訪れたドイツ・ベルリンでは、その退廃的な雰囲気を味わい、そして長い間ずっと会いたかった人（ベルリン博物館にいるエジプト王妃ネフェルティティ）にとうとう会えて幸せでした。

弁護士生活に春夏秋冬がめぐるなか、種々の局面を乗り越えて培ってきたパワーをこれからも発揮していきたいと思います。

写真はイタリアワイン会にてご機嫌。ベルリンの写真は、化粧なし+遠近メガネなのでとてもお見せできません。



弁護士 村上 創

昨年の夏は、北極圏近くまでオーロラを見に行きました(Yellowknife, Canada)。肉眼では白いモヤにしか見えないので、カメラを通すと色鮮やかになります。オーロラとは、太陽から放出された電気を帯びた粒子が地球の大気上の酸素(緑、赤)や窒素(青、ピンク)と衝突して光る現象をいいます。太陽からは光だけではなく、粒子も届いていることを考えると、宇宙の壮大さ、その中のごく一部の存在として、謙虚な気持ちを思い出させてくれました(ストライキでカナダエアの帰国フライトがキャンセルとなったことはご愛敬ということで)。



弁護士 小林 章博

弁護士経験を重ねるに伴い、最近、複雑な利害関係の調整に関わる案件、重要な経営判断に関わる意見を求められる機会が増えているように感じます。一人の法律家として、幅広い視野をもって、クライアントの皆様の権利実現のために、健全かつ有益な助言ができるよう今年も取り組んでまいります。



弁護士 錦野 裕宗

実は大阪府堺市民の私は、大阪万博に10回行きました。その後、万博ロスとなり、この倍くらい行っておけば良かった、と痛感しています。今年は、午年です。クライアントにとって、赤兎馬の如く奮迅の助力をする存在となりたいです。案件の筋を読んで妥当な方策を提案し、法的ロジックで裏支えすることで、なんらかの「勇気」を提供できればと思います。写真は、「学生時分から憧れの東華菜館に初めて入る俺」です。



弁護士 鈴木 秋夫

51歳の去年5月、100キロの赤穂ウルトラマラソンを9時間35分24秒で走り、10時間切り(サブ10)を達成しました。ウルトラマラソンのサブ10は、市民ランナーグランドラムの中の1つと言われています。男子総合8位に入賞し、表彰されました。最後まで諦めずに走り切った甲斐がありました。弁護士会の関係では、令和7年度の日弁連理事として、毎月、東京での2日間の理事会に出席して、日弁連の運営等の議論に参加しています。



弁護士 藤井 康弘

昨年はローマとバルセロナで遺跡やサグラダ・ファミリアなどを巡り、また、映画「国宝」を見て日本の文化にも触れた一年でした。法律判断には法的知識だけでなく、常識的な視点も欠かせず、その基礎として幅広い教養を身につけることの重要性を感じております。本年も、迅速、丁寧かつ誠実な対応を心掛けて、皆様に安心してご相談いただけるよう、より一層研鑽に努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士 國吉 雅男

昨年11月、大谷翔平選手と山本由伸選手を擁するドジャースが見事ワールドシリーズ2連覇を達成しました。手に汗握る熱戦が続き、両選手も球史に残る大活躍で、ブルージェイズとの最終戦は、まさに死闘ともいえる名勝負でした。このような試合を目の当たりにでき、えも言われぬ幸福感に満たされました。私も自分ができることを精一杯頑張ろうと気持ちを新たにしました(写真は、沖縄の古宇利島からのものです)。



弁護士 瀧川 佳昌

急速にAIの開発が進み、業務で使用しない日はほぼない状態です。およそ調べればわかること、公的見解が明らかなものについては、聞き方さえ的確であれば弁護士に聞くまでもないレベルです。そんな時代で我々により強く求められるのは、依頼者のニーズの行間に読み、リスクの大小、生じる確率を的確に予測し、どのような手段がビジネスの現場で現実的に可能で適切なのかについての判断を提供することだと思います。ビジネスの現場に寄り添える弁護士としてビジネス感覚にも鋭敏でいられるよう努める所存ですのでよろしくお願い致します。



弁護士 金澤 浩志

公益活動として行っている難民認定申請支援に関連し、東京出入国在留管理局に行く機会がありました。窓口は多くの申請者で溢れ、小さい子ども連れの家族の姿もあります。背景は様々ながら、いずれも自国で何らかの事情を抱えています。国内外で分断が進む中、その狭間で苦しむのは力を持たない市井の人々です。ハラリが指摘する「コクーン(繭)化」が進み、そうした現実は著しく見え難くなっています。このような社会が本当に“サステナブル”か、よく考える必要があります。



弁護士 堀越 友香

コンプライアンスや会社の内部統制の重要性が一層求められる昨今です。

会社の危機対応や再発防止策のご相談を受ける機会も増えました。

思いますに、会社や事業の存続にかかるような危機においては、一次的な失敗や過ち自体よりも、それに対して迅速かつ誠実に向き合えるかが問われています。

今年も、ご相談者様それぞれに柔軟かつ将来への展望をもってご支援できればと思います。



弁護士 平山 浩一郎

数年前から始めたお城巡りですが、昨年は日本100名城を30城巡り、通算85城となりました。併せて「続」日本100名城巡りも始め、昨年は8城を巡りました。写真は、基肄城(きじょうじゆ)を訪ねた折の1枚です。白村江の戦い後に築かれた古代山城に歴史の重みを深く感じました。今年も各地の名城に学びを求め、心豊かな時間を重ねて参りたいと思っています。



弁護士 古川 純平

昨年は急な対応を要する案件が多く、忙しい時期が多かったという印象です。それでも、多くの若手弁護士が所属する事務所になったので、都度色々なチームを作成し、迅速に対応ができたと思います。今年もクライアントの皆様のあらゆる要望にお応えできるように皆で頑張っていきたいと思います。

プライベートでは、週末に子供達との予定が多く、なかなかゴルフ等に行くことができないことが悩みですが、今しかできないと思い、楽しんで対応しています。



弁護士 山田 晃久

昨夏、家族で北海道のニセコへ行きました。ニセコはパウダースノーで世界的にも有名で、冬のハイシーズンになると、辺りは外国人観光客ばかりとなり、宿泊代も1泊で数十万円するところもあるようです。そのような場所とは感じることなく、都会では味わえない大自然に触れつつ、ラフティング、SUP、ジップライン、トレッキングなど、さまざまなアクティビティを満喫しました。本年も日々業務に邁進しつつ、プライベートでも充実した一年にしたいと思います。



弁護士 赤崎 雄作

昨年の夏、留学をしていた2015年以来10年ぶりにロサンゼルスを訪問しました。

当時通っていた大学や住んでいた住居は変わつておらず、非常に懐かしく感じました。

他方、街中では、無人のタクシーWaymoが走っていたり、物価が体感で当時の2倍になっていたり、大きな変化もありました。

変化には柔軟に対応しつつ、弁護士としての基本についてはぶれることなく忠実に行なうことを根本に据えて、本年も業務に邁進する所存です。



弁護士 角野 佑子

本年は午年。エネルギーッシュな1年を過ごすことができるよう、健康的な体作りを意識して1年を過ごし、クライアントの皆様とより連携を深め、目まぐるしい社会情勢の変化に対応した的確なリガスサービスの提供に努めたいと思っております。

昨年は、美術館や様々な博物館巡り(歴史・おもちゃ・美術)、ブナ林のハイキング等をして感性を磨き、新しい経験を積んで五感を刺激する1年を過ごしました。写真は、人生で初めてのかまくらに入った時の写真です。雪国は意外とあたたかかったのです。



弁護士 浦山 周

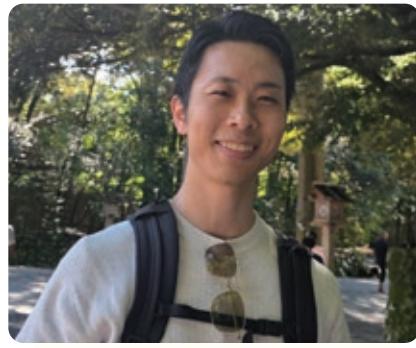
AIに算数の問題を解かせたら、子供と同じ答えでした。不正解と伝えると、「問題が間違っている」と子供のようなことを言ってきました。何度も質問しても納得できる回答はなかったのですが、やり取りを通じて正しい解き方に気付くことができました。

AIの無能さと有能さを体験しつつ、AI時代でも必要とされるためには、自分自身が進化し、世の中の変化に適応していかなければならないことを実感しました。これからは、AIの意見も聞きながら、日々研鑽して参ります。(写真は黒部ダムで撮影しました。)



弁護士 鋼治 雄一

ここ数年、年末が近づいてくると、来年こそは新たなスポーツに挑戦したいと思いながらも、中々踏み出せていませんでした。しかし、昨年は、ちょっとしたきっかけがあり、ピックルボールを始めました。学生時代に軟式テニスをやっていたものの、コートやラケット(ハンドル)の大きさなども異なるため苦労していましたが、少しずつ打てるようになってくると楽しいものです。まずはルールを覚えて、いざとは大会にも出場したいと考えています。



弁護士 高橋 瑛輝

弁護士15年目を迎えました。昨年からは京都大学法科大学院で非常勤講師として実務系の演習授業を担当しています。後進の育成を通じて母校に少しでも恩返しができればと思っていますが、懐かしい教室で若い学生たちの素直な姿に触れ、私にとつても初心を思い起こす良い機会となっています。

写真はお伊勢参りをした際のものです。靈験あらたかな社の中で心が清められる感覚を味わい、今ではこれを機に設けた神棚への拝礼が習慣となりました。



弁護士 岩城 方臣

一昨年から、お客様の会社の釣り部に加入し、手取り足取り教えていただきながら、初心者にもかかわらず、夕暮れから翌朝までの海釣りに参加させていただいている。釣果はまだ発展途上ですが、昨年は、ほぼお膳立てをしていただきながらも、人生で初めて鰯を釣り上げることができました。色々な世界に「先生」を持ちながら、今年も新たなことにチャレンジしたいと思います!



弁護士 大澤 武史

子どもたちが、以前はできなかったことがいつの間にかできるようになったり、一人だとできないことも友達と一緒にすれば新しいことでも取り組んだりする姿が多く見られた一年でした。

昨年に引き続き、本年も、子の姿勢を見倣って公私ともに、さまざまなことに関心を持ち、困難を恐れずに挑戦していく所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(写真は、空港で飛行機の離発着を延々と眺めていたときの一コマです。)



弁護士 田中 幸祐

2025年は、企業等において発生した問題事案に関する調査や刑事告訴等の対応のほか、企業関係者が捜査対象となった事件の刑事弁護活動、企業活動において贈収賄を防止する観点での対応などをさせていただきました。

企業等においてコンプライアンスが重視される傾向はますます強くなっていますが、2026年も、こういった時を踏まえて研鑽を重ね、適切に対応してまいりたいと思っています。

(写真は、1歳になった長男と一緒に訪れた南の島、、ではなく、神戸須磨の水族館です)



弁護士 本行 克哉

昨年は、弊所が加入している国際的な法律事務所のアライアンスであるGlobalawのAPAC会議の大坂でのホストに加えて、新会社の立ち上げと金融ライセンス取得(投資運用関係業務受託業)に奔走した一年でした。この新会社(株式会社レグコンパス)は、投資運用業者向けコンプライアンス業務のアウトソーシング会社です。今年も、弊所パートナー弁護士と新会社COOの二足の草鞋を履いてクライアントの皆さまのために全力を尽くしてまいります。写真は沖縄の石垣島へ家族旅行に行った際の一枚です。



弁護士 西中 宇紘

弁護士となって丸12年が経過し、13年目の新年を迎えるました。年齢は38歳になり、近頃は事務所に来る修習生やクラーク生（学生）との会話の中でジェネレーションギャップを感じることが増えてきました。弁護士としてバリバリ活躍する年代に突入しているので、今年も攻めの姿勢で仕事に邁進していきたいと思います。

プライベートでは、最近停滞気味になっているゴルフの腕をもう一段上に引き上げる（平均スコア90切り）という目標を立てて頑張りたいと思います。



弁護士 大口 敬

京都で築100年以上の町家に暮らしはじめ、まもなく2年になります。今宮祭では町内の鉾にお供させていただくなど、地域にも馴染んできました。近代的な断熱性を欠いた家で暑い寒いを体験しましたが、風通しのよさのおかげか、想像していたほど不便もなく過ごせています。耐震性についても、杭を打つではなく石の基礎の上に柱を据えるという昔ながらの構造が、免震の役割を果たしているとされ、先人の知恵に感心しております。100年以上前の知恵が、現代でも十分に通用することを実感しつつ、新しい技術を取り入れながら、温故知新的精神で本年も業務に励んでまいります。



弁護士 富川 詠

昨年は、我が家恒例行事である愛犬とのドライブ旅行で、越前→白馬→浜名湖→琵琶湖を旅してきました。よく聞かれるのですが、左側が富川家、右側が妻の実家の犬で、従妹です。

さて、今年は、私が立案に携わりました「事業性融資推進法」が施行され、企業価値担保付き融資という新たな選択肢が導入されます。これまで制度導入に向けた体制整備を中心にご相談を賜っておりましたが、今後は実際の運用が重要な局面へと移行いたします。融資実務のさらなる発展に寄与できるよう、引き続き研鑽を重ねてまいります。



弁護士 小宮 俊

昨年は、事務所のパートナーとしてのスタートを切り、スポーツ団体の理事として競技を支える側に回る一方で、父親として家庭においても新しい学びを得るなど、変化に富んだ一年でした。本年も、これら多様な経験を仕事に還元しながら、從来の枠にとらわれない形でクライアントの皆様の価値創造に貢献できるよう挑戦を続けてまいります（写真は、息子のお宮参りとお食い初めのため増上寺を訪れた際の一枚です）。



弁護士 檻本 辰則

昨年の事務所ニュース新春号で掲げていた「ゴルフでスコア80台を出す」という目標は、無事に達成できました。着実に腕を上げていたところですが、昨夏には第一子（長女）が誕生し、育児のため家庭で過ごす時間が増え、ゴルフに割ける時間は少なくなっています。

本年はパートナー就任1年目として、気持ちも新たに、公私ともに充実した一年となるよう、いっそう精進してまいります。



弁護士（ニアカウンセル） 中務 嗣治郎

今年の誕生日で満90歳、卒寿を迎えます。弁護士登録してから60有余年、職責を全うするため全力投球してきましたが、健康管理に留意して、今でも毎日元気に事務所に出勤して活動しています。旅行するのが趣味で、昨春はオランダ・ベルギーに旅してその文化を探求し、夏にはアラスカの大自然に挑戦してきました。写真は小さな水上飛行機で北アメリカ最高峰のマッキンリー山と周辺の山々を周遊飛行し、氷河湖に着水した際のスナップです。



弁護士（ニアカウンセル） 岩城 本臣

昨年傘寿（80歳）を迎えるました。11月には司法研修所を卒業して50年になり、全国から同期の仲間が東京に集まりました。もう会えなくなった仲間も少なくありませんでした。若くして合格しながら姿を消した仲間がいれば、元気な姿を見てくれたクラス最年長の仲間もいて、人生はいろいろです。私にとって傘寿以降の物語はどのように展開するのか。誠実に懸命に生きることが亡両親やご縁を頂いた皆様に対する御恩返だと考えています。

写真は昨年6月に訪れた礼文島から見た利尻富士です。



弁護士（ニアカウンセル） 森 真二

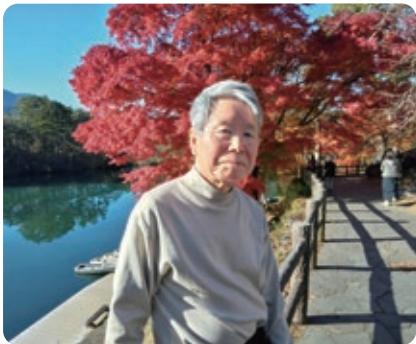
昨年は、映画「国宝」が邦画実写として歴代興収の記録を達成し話題となりました。その影響もあったのか、歳末恒例の京都南座顔見世も例年になく賑わっているように感じました。原作もあらためて読み返しましたが、映画と原作は別物で、原作者もそれを承知していたとのことです。映画、原作、舞台ともにそれぞれの面白さがありいずれも素晴らしいものでした。若い頃と違って、無理をしない余白の多い日々を過ごすようにしています。



弁護士（ニアカウンセル） 加藤 幸江

昨年は、坂口志文特任教授と北川進特別教授がノーベル賞を受賞されました。興味を抱いた疑問への追求を何十年も続けてこられて、受賞理由となった「免疫の働きを抑える制御性T細胞の発見」や「金属有機構造体の開発」という研究成果に繋がったとのことです。周間に理解されないときもあったでしょうに探究心を持ち続けられたのはどうしてか、研究中の苦労と喜びなどについてお二人の講演をお聞きする機会があることを楽しみにしています。

（写真は、国宝犬山城です。天守閣へ登る待ち時間は2時間と聞いて、見上げるだけにしました。）



弁護士(オブカウニセル) 森本 滋

国内的にも国際的にも政治経済状況が激変し、企業法務についても大きな変化が生じていますが、本事務所は、本年も日々研鑽を積み、顧客の皆様との信頼関係を深め、「正義・公平」の法理念の実現に向けて前進を続けることでしょう。

私は、この3月に80歳の誕生日を迎えます。これを機に、退所させていただく予定です。これまでの温かいご配慮、ご厚情に感謝申し上げます。



客員弁護士 八木 良一

姿勢矯正と健康維持のためジムに通っている。ピラティスなどのレッスンで感心するのは、とぼとぼ歩いているシニアの女性でも、レッスンではバッと足を上げたりして難しい姿勢を実にうまくこなすこと。私は、落ちこぼれないように頑張っています。

先日の修習50周年同期会では、クラス54名中、出席者13名、物故者14名。検察教官の日野正晴氏(初代金融庁長官、89歳)も出席され、懐かしいお話をする機会を得た。本年も健康と仕事ともに頑張りたい。



弁護士 松本 久美子

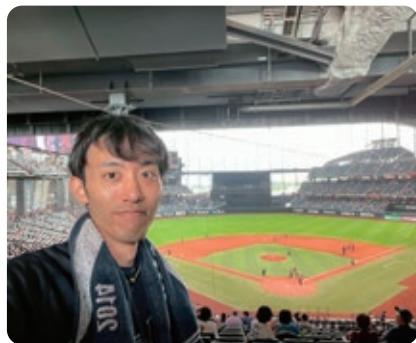
一昨年より家族で「年に一度は行ったことのない都道府県を訪れる」ことを続けており、昨年は山口県を旅し萩焼づくりにも挑戦いたしました(写真は山口県長門市の元之隅神社です)。旅先での出会いや学びが視野を広げてくれたと感じております。その経験を励みに、本年は業務においても新たな取り組みに挑戦し、邁進してまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士 秋山 紋理子

2025年2月に金融庁出向から復帰して以来、皆様より多様なご相談と貴重な機会を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年は講演や執筆にも力を入れ、実務で得た知見を発信してまいりました。2026年も一層研鑽を重ね、皆様のお役に立てる情報提供と法的サービスの充実に努めてまいりますので、引き続きご支援のほどお願い申し上げます。

(写真はお肉を待つ間の一枚です。)



弁護士 西川 昇大

本年1月に出向先から事務所に復帰いたしました。

2023年7月に出向してから2年半が経ちましたが、出向期間中には法律事務をはじめとするデジタル化がありましたので、(出向先での知識や経験についてお伝えするだけでなく!)しっかりと対応ていきたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

(写真は、昨年行ったエスコンフィールドでの写真です。とても綺麗で良い球場でした!)



弁護士 藤野 琢也

昨年は、初めて京都府立大学における労働法分野の講師を経験させて頂くなど、業務において、いくつかの初めての経験をさせていただきましたが、挑戦することの大切さを改めて実感いたしました。今年も、当職の注力する人事労務の専門性を高め、更に新しい挑戦を継続し、クライアントの皆様によりよいリーガルサービスをご提供出来るよう業務に邁進して参ります。

写真は、初めて訪問し、アールデコ調の美術品を見て感動した後に東京都庭園美術館で撮影した一枚です。



弁護士 佐藤 謙一

2年6か月にわたる金融庁での勤務を経て、新年より弁護士業務に復帰することとなりました。金融庁では、様々な経験をすることできたのはもちろんのこと、多種多様な方々と出会うことができ、人間として非常に成長することができたと感じております。これからは、気持ちを新たに、弁護士としてクライアントの皆様から信頼を得られるよう、努力してまいります。本年は、これからの足がかりとして非常に重要な1年になると考えておりますので、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



弁護士 谷 崇彦

3年間の金融庁への出向期間を終え、昨年4月に事務所に復帰いたしました。復帰後は、金融分野を中心に、多種多様な案件に携わさせていただいております。

とりわけ地域金融の観点からは、地方への出張の機会も多く、各地で地元の文化や雰囲気に触れる貴重な経験を重ねてまいりました。本年も、自ら足を運んでクライアントの皆さまのもとへ伺う機会をさらに増やし、直接のコミュニケーションを大切にしていきたいと考えております。

(写真は、出張で訪れた徳島で撮影したものです。)



弁護士 加藤 友香

今年で弁護士5年目になり、節目の年を迎えます。昨年は、セミナーや執筆をさせていただく機会も増え、また弁理士登録など、業務の幅が広がりました。プライベートでは、夏にケアンズで「コアラ抱っこ」の体験をしました。コアラ保護の議論があり、この体験ができる施設は年々減ってきているようです。仕事でもプライベートでも1つ1つのチャンスを大切にしていきたいと思います。

本年も皆様のお力になれるよう尽力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 半田 昇

今年の4月で弁護士5年目を迎えます。皆様のお役に立てるようこれまで以上に精進して参りますので、本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

また今年で30歳になります。30代になるとそれまでとは体質も変わってくると聞いたことがありますので、食生活を見直し、長く元気に働くことができる体作りにも取り組んでいきたいです(写真はスイーツbuffetに行った時の写真です。食生活の見直しに伴い、これからは前ほどは行けなくなりそうのが少し寂しいです)。



弁護士 峯川 弘暉

弁護士となり四年目に突入しました。弁護士の仕事は、まさに経験がそのまま成長につながる職業だと日々実感しております。

これまでに得た経験を糧に、本年は一件一件の事件に、これまで以上に丁寧に向き合っていきたいと考えております。

昨年はおろそかにしてしまったジョギングも再開し、仕事も私生活も全力疾走してまいります。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 内田 孝太郎

弁護士業は体が資本ということで、昨年から週に1回パーソナルジムに通い始めました。当初はあまりのハードさに挫折しそうになりましたが、何とか継続するうちにだんだんと体を動かす楽しさを思い出しました。

弁護士3年目となる本年は、より高品質なリーガルサービスをクライアントの皆様に提供できるよう一層業務に邁進する所存でございますので、引続きご指導ご鞭撻の程どうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士 木村 俊太郎

昨年は、友人の結婚式に出席する機会が多く、身のまわりの人たちがそれぞれの節目を迎えていく様子に触れ、生活の近いところでも少しづつ環境が移り変わっていることを実感した一年でした。一方で、生成AIの急速な普及や国際情勢の不確実性の高まりなど、社会全体にも大きな変化が続いています。こうした環境の変化を踏まえつつ、時代の流れに対応できる弁護士でいられるよう研鑽を重ねてまいります。(写真は箱根で寛ぐ一枚です。)



弁護士 三村 侑意

本年で弁護士登録4年目を迎えることとなりました。世情を振り返りますと、国際情勢の不安定化や物価上昇、急速に進むデジタル化・生成AIの普及など、社会やビジネスを取り巻く環境は一層複雑さを増しております。そのような時代だからこそ、法的な観点からリスクを見通しつつ、現実的で納得感のある解決策をご提示できるよう、これまで以上に研鑽を積んでいる所存です。

4年目を機に、これまで以上に責任感と当事者意識をもって、一件一件のご依頼に真摯に向き合ってまいります。



弁護士 木村 瑞志

昨年は、行ったことのない都道府県に行ってみようと思い立ち、青森県、香川県、岡山県、山口県を訪れました。どの土地も新鮮で刺激に満ち、旅行を通して日本の魅力をあらためて実感した一年でした。本年もこの好奇心を大切に、新しい景色と経験を積み重ねていきたいと思います。皆さんにとりましても、実り多い一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

写真は国産ジーンズ発祥の地で名高い岡山県の倉敷美観地区での1枚です。



弁護士 河野 大悟

第一子となる娘を授かり、昨年は育児に奔走しておりました。

近頃よちよちと歩き始めてたところですが、小さな体で上手にバランスをとっている様子はいつまでも見ています。

また、業務でも涉外事件、M&Aや人事労務案件など多くの案件に携わり、企業活動のサポートをする機会を頂きました。

今年で弁護士5年目となります。よりクライアントの皆様のニーズに応えられるよう、チャレンジを続けて参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士 中村 優介

早くも弁護士として3年目に突入いたしました。昨年も多種多様な経験をさせていただき、成長を実感した1年となりました。

今年は自身の専門となる分野を見つけるべくこれまで経験したことのない案件に挑戦することができればと考えております。

クライアントの皆様に満足のいただけるリーガルサービスを提供できるよう精進して参りますので、これからも変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



弁護士 森山 雄平

弁護士2年目の昨年はとても早い1年でした。まだまだ不慣れなことも多かったですが、担当する案件の幅が広がり、対応に苦慮する場面も多かつたように思います。

今年は、昨年よりもよりよいリーガルサービスを提供できるように、精進してまいります。

世間一般からみると若手とは言えない年になりつつあるので、弁護士として個人として、人生の方向性を定めることができる1年にしたいと思っています。

本年もご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士 横山 淳司

弁護士2年目を迎えた昨年は、一昨年以上に多種多様な案件を担当させていただきました。自分の未熟さを痛感すると共に、成長も実感することができる1年でした。

本年もクライアントの皆さま、担当する案件と真摯に向かい、更に皆さまのご期待に添えるよう、引き続き精進して参ります。変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

写真は昨年に引き続きサッカー場での1枚ですが、私は学生時代、サッカーをしたことがありません。



弁護士 佐々木 孝

昨年は、知的財産や人事労務などの専門分野に多数携わらせていただき、執筆やセミナー、大学での講義といった活動の機会も頂戴するようになりました。これらの経験を活かし、クライアントの皆様により一層価値を提供できるように、今後も邁進いたします。

また、昨年1月に入籍し、11月には結婚式を開催いたしました。同業の妻と励まし合いながら、公私ともに充実させていきたいと考えております(写真は披露宴での弊所の同期弁護士との一枚です。)。



弁護士 中原 由理

昨年4月より弁護士としてのキャリアを開始し、新鮮な毎日の中で多くの学びを得つつ、実り豊かな1年を過ごすことができました。温かくお力添えいただきました皆さまに、改めて心より感謝申し上げます。

本年も、新たな知識や経験を得る喜びを大切にしながら、皆さまのお力になれるよう前向きに研鑽を重ねてまいります。引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

写真は京都・長楽館でのアフタヌーンティーです。



弁護士 西川 葵

昨年は弁護士1年目が開始し、日々新鮮な業務と向き合うことで多くの刺激を受け、貴重な経験を積ませていただきました。また、クライアントの皆様とのご縁にも恵まれ、大変充実した一年となりました。

本年は、より一層皆様のお役に立てるよう、自己研鑽に励み、精進していく所存です。変わらぬご指導ご鞭撻のほど、どうぞ宜しくお願ひいたします。

写真は、オーストラリアのブルーマウンテンでの一枚です。自然のパワーを存分に吸収しました。



弁護士 逢澤 縁太郎

昨年は弁護士としての第一歩を踏み出し、気がつけば新年を迎える時期となっておりました。それほど楽しく刺激的な日々であった一方で、タスク管理や体調管理の重要性を改めて認識した一年でもあります。本年は、実力・体力の双方を一層底上げし、より良い法的サービスを提供できるよう努めてまいります。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。(写真は民暴大会で訪れた函館・八幡坂にて。最新技術に適応すべくAIで細部を調整しました。)



弁護士 前多 陸

昨年4月に大阪事務所に入所し、あつという間に新年を迎えることとなりました。昨年は、諸先輩方のご指導を賜りながら、多種多様な案件に携わらせていただきました。

弁護士2年目を迎える本年は、目の前の案件に全力投球しつつ、よりクライアントの皆様のお力になれるよう新たな分野にもチャレンジしていく所存です。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(写真は熊本旅行の際に遭遇したピンクの牛とのツーショットです。)



弁護士 本田 祥馬

昨年は、4月より弁護士として勤務し始め、事務所の諸先輩方にご指導をいただきながら様々な経験をさせていただいた1年となりました。本年も、1つ1つの案件に全力で取り組み、クライアントの皆様により高いリーガルサービスを提供できるように一層精進して参ります。

写真は、夏に奄美大島旅行に行った際のものです。台風が3つ接近していたため、基本的に海は大荒れだったので、隙間を縫って撮影できた1枚です。



弁護士 松浦 拓海

昨年4月に弁護士としての第一歩を踏み出して以来、多くの方々とのご縁に支えられながら、日々成長の機会をいただきました。初めての経験ばかりで、大変充実した時間を過ごすことができました。本年も新しい出会いや経験を大切にしながら、より良いサービスを提供できるよう精進してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

写真は約20年ぶりに広島市内を訪問したときの写真です。



弁護士 深田 美紀

昨年4月に入所し、弁護士1年目として走り出してからは、目の前の仕事に一生懸命取り組んでいくうちに、あつという間に一年が過ぎようとしております。本年もクライアントの皆様の信頼にお応えできるよう、真摯かつ積極的に業務に取り組む所存です。どうぞよろしくお願ひいたします。写真は、夏に訪れた長野で撮影した一枚です。



弁護士 森本 雄介

弁護士になって早くも9か月が経ちました。昨年は初めてのことに日々奮闘する毎日でしたが、様々な案件に携わせていただく中で、弁護士としても社会人としても多くの学びと貴重な経験を得ることができました。本年はその学びを糧に、より一層研鑽を重ね、皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。干支の馬のように広い視野と機敏さをもつて軽やかに前進する一年としたい所存です。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



外国法事務弁護士 アダム・ニュー・ハウス

Wishing You a Prosperous 2026
To all our clients and friends,
Thank you for your continued trust and support. May 2026 bring renewed energy, bold opportunities and abundant growth to everyone in our community. Warmest wishes,
A. Newhouse



カリフォルニア州弁護士 ルシンドラ・ローマン

Happy New Year 2026. May this year be a prosperous year for you and yours. I continue to enjoy working on international transactions and teaching Legal English to young lawyers. We focus on drafting and soft legal skills as well.



カリフォルニア州弁護士 ロナルド・カルスティアン

2026年になり、昨年の特異さを改めて感じます。関税問題や急速に広がるAIなど課題は多く、私の実務でもAIと相克するデータプライバシーに注力してきました。今年も困難は続きますが、歴史に学びつつAIを有効に活用する好機と捉えています。2026年が皆様にとって平穏で実り多い一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。



法務部長 上田 泰豊

北海道の襟裳岬を訪れる機会があり、そこには立派な灯台がありました。灯台は、GPSやレーダーなどの技術が発達して減少していくものの、電波信号をうまく受けられない場合のバックアップ、安心感、気象情報の提供や観光資源としての活用など、その役割は依然として大切のようです。時代の変化の中、業務では、自分の役割について再認識し、新たな取り組みから少しでもお役に立てるよう努めまいります。よろしくお願い致します。



パートナー就任のご挨拶



弁護士 田中 幸佑
(たなか・こうすけ)

<出身大学>
岡山大学法学部卒業
大阪市立大学法科大学院修了

<主な経歴・役職>
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
東京地方検察庁検事
2013年4月～
大阪地方検察庁検事、名古屋地方
検察庁検事など
2020年7月
福岡地方検察庁飯塚支部長兼
直方支部長
2022年4月
神戸地方検察庁検事
2023年2月
大阪弁護士会登録(弁護士法人
中央総合法律事務所入所)
2023年4月～
大阪府貝塚市立学校いじめ対策
審議会会長
2024年4月～
大阪公立大学法学部非常勤講師
近畿弁護士連合会犯罪被害者
支援連絡協議会委員

<取扱業務>
コンプライアンス、危機管理、
不正調査、不祥事対応、
企業刑事事件等

この度、当事務所のパートナーに就任することとなりました。

私が弁護士になったのは、約3年前の令和5年2月のことであり、弁護士になる前は、約10年間検察官として勤務していました。

弁護士になってからの約3年間、当事務所において、多くのクライアントの皆様のご依頼を受けて様々な案件への対応をさせていただき、多くの経験をさせていただきました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、検察官時代には、東京地検、大阪地検、名古屋地検など、全国各地の検察庁で勤務し、脱税事件や詐欺・横領・背任事件などの財政経済事件のほか、警察や検察庁に対してなされる告訴・告発事件への対応などを行っていました。

また、地方検察庁支部長の職にも就かせていただき、30人規模の組織の長として、支部内の組織運営、上級庁との調整などのマネジメント業務も経験しました。

検察官時代の経験は、専門的な法律知識はもちろん、事実調査能力、人から必要な話を聞く能力、証拠を評価して適切に主張する能力、そして、組織における人間関係の特性を踏まえたマネジメント能力や危機管理能力を向上させることができ、たいへん貴重で得がたいものでした。

弁護士になってからは、検察官時代の経験を活かし、刑事事件のほか、主にコンプライアンス関係の業務に注力しています。これまで、東京や大阪の検察特捜部が扱う事件など刑事事件の弁護活動はもちろん、贈収賄・腐敗防止に向けた業務、企業等の組織内で発生した横領等の不正事案に関して事実を調査し、刑事告訴や民事訴訟を行うなどの一連の対応、組織内の問題事象に関して第三者の立場で事実調査を行い、発生原因究明・再発防止策の提言を行うといった案件を多く担当させていただきました。

さらに、もともと教育・指導を行うのが好きであったこともあり、大学法学部や法科大学院において講義や講演を行ったり、学校法人においてコンプライアンス研修を行ったりするなどの業務にも積極的に取り組んでいます。

企業等におけるコンプライアンスの要請や、日頃からの危機管理の必要性は日々大きくなっています。そのような中で、これからも、当事務所のパートナーとしてより責任感を持って積極的に、私の特性を活かせる上記のようなコンプライアンス関係業務はもちろん、その他の幅広い案件にも対応させていただくべく、益々研鑽を積んでまいる所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士 榎本 辰則
(えのもと・たつのり)

<出身大学>
京都大学法学部
京都大学法科大学院

<主な経歴・役職>
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
2019年1月
大阪弁護士会登録(弁護士法人
中央総合法律事務所入所)
2019年10月～2022年9月
貝塚市自殺対策連絡協議会委員
2023年10月～
大阪弁護士会 知的財産委員会
司法修習生選択型実務修習
知的財産導入講義担当講師
2024年4月～
大阪弁護士会 新人弁護士グループ別交流会 指導担当講師

<取扱業務>
企業法務、知的財産権、M&A、
ファイナンス、不動産関連法務、
民事法務

本年1月より、当事務所のパートナーに就任し、事務所経営の一端を担うことになりました。

出向や留学といった華やしい経験を有しない私が、今まで弁護士として成長を重ね、この度パートナーに就任する機会をいただけましたのは、クライアントの皆様をはじめ、諸先輩方や関係各位から日頃より多大なご支援とご指導を賜ったおかげにほかなりません。この場をお借りし、改めて心より厚く御礼申し上げます。

弁護士登録以来、当事務所の大きな特色である金融法務や、企業法務、民事法務など幅広い案件を担当してきたほか、専門分野として数多くの知的財産案件、M&A案件、ファイナンス案件等を経験し、確かな知見と実力をつけてまいりました。近時は生成AIの目まぐるしい進歩に伴い、多くの方がAIを日常的に利用されるようになりましたが、AIを駆使した創作物と知的財産権との関係や、その保護範囲をめぐる裁判所の判断も出されてきております。AIと知的財産権の交錯領域は、今後ますます重要性を増し、社会的にも高い関心を集め分野となることが予想されますが時代の最先端を走り高みを目指すクライアントの皆様に対し、適切かつ良質なリーガルサービスを継続的に提供できるよう、最新の判例・立法動向やテクノロジーに関する情報を積極的にキャッチアップし、これまで以上に自己研鑽に励んでまいりたいと存じます。

当事務所は創立50年を超える歴史を有し、その長い歩みの中で、数多くの諸先輩方の知見と経験が蓄積されてまいりました。私自身も入所以来、個別案件を通じての指導はもとより、日々の議論や何気ない助言の一つひとつから、多様な物の見方や価値観を学ばせていただいております。弁護士としての専門能力の向上は言うまでもなく、重大事案においてもクライアントの皆様に安心してお任せいただける人間性や、誠実さ・謙虚さといった姿勢についても、なお学ぶべきが多くあると痛感しております。

もっとも、弁護士たるもの、従来の考え方や前例のみに捉われることなく、常に「最善の一手」を模索し続けるべき存在であるとも考えております。そのうえで、先人からの学びを大切にしつつも、自ら思索を重ね、独創性と実行力をもって新たな価値を提供することができる弁護士でありたいと考えております。これまで私が培ってきたものが「守」にあたるとするならば、今後は「破」、そして「離」の精神を心に刻み、パートナーとしての責務を着実に全うしてまいる所存です。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますとともに、一層のご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

復帰のご挨拶



弁護士
西川 昇大
(にしかわ・しょうた)

令和5年7月から令和7年12月までの2年半、任期付公務員として金融庁企画市場局市場課にて勤務しておりましたが、令和8年1月より当事務所に復帰いたしました。

金融庁では、主に金融商品取引法の法令改正等に従事し、具体的には、以下の業務に従事いたしました。

- ①令和5年金融商品取引法等改正に関する政令等の改正
- ②令和6年金融商品取引法等の改正(投資運用業及び投資運用関係業務受託業に係る法改正)
- ③上記②に関する政府令の改正、監督指針の制定、パブリックコメントへの対応等
- ④令和8年金融商品取引法等の改正

特に、上記②③の投資運用業及び投資運用関係業務受託業に係る金融商品取引法等の改正及び政府令等の改正等では、法律、政府令及び監督指針の改正案の策定等の業務を行いました。当該改正等の内容をざっくり申し上げますと、投資運用業の登録申請を行おうとする者が、当局から任意的登録を受けた投資運用関係業務受託業者に投資運用関係業務(計理又はコンプライアンス)を委託した場合には、その範囲で投資運用業の人的要件が緩和される、というものです。

また、投資運用業の人的構成の緩和とは別途に、顧客から金銭の預託を受けない投資運用業の財産的要件を緩和する政令改正もいたしました。

これらの業務では、金融商品取引法等の経験や知識だけでなく、関係各所との調整や改正等の進め方の検討も必要でしたが、当該業務を通じてこれらの経験を積むことができました。

今後は、金融庁における貴重な経験を活かし、当事務所のクライアントの皆様のために有益なアドバイスができるよう、尽力して参ります。

今後とも、御指導御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。



弁護士
佐藤 謙一
(さとう・りょういち)

令和5年7月より任期付公務員として金融庁監督局保険課にて勤務しておりましたが、2年6か月間の任期を終え、本年1月より当事務所に復帰いたしました。金融庁では、保険行政上極めて重要なタイミングに在籍することとなり、保険業法改正への対応を含む制度改正関連業務をはじめ、様々な業務を経験してまいりました。

従事していた主な業務は以下のとおりです。

○制度改正関連業務

- ・「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」、「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の事務局運営や論点に係る検討等
- ・「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に向けた検討、パブリックコメントへの対応(特に「保険代理店等に対する便宜供与」、「保険代理店に対する出向」、「特別利益の提供」等)
- ・その他制度改正に係る各種業界団体との意見交換(ガイドライン策定等) 等

○法令照会関連業務

- ・「保険業該当性に関するQ&A」の策定、公表
- ・保険業該当性を中心とした、ノーアクションレター制度・グレーゾーン解消制度等への対応
- ・保険業法に関する法令や監督指針についての照会への対応
- ・保険会社、少額短期保険業者、保険代理店等の個別事案に係る対応 等

○登録審査、その他監督業務

- ・少額短期保険業に係る登録審査への対応
- ・少額短期保険業者に対するモニタリング(経営管理ヒアリング、主要株主ヒアリング等)
- ・少額短期保険業者に係る保険商品の審査、及び販売時における保険募集スキームの規制上の問題点に関する検討 等

これらの業務を通じ、保険業法を中心とする金融規制法の知識を深められたほか、保険会社等のビジネスに関する知見なども得ることができ、大変貴重な経験を積むことができたと感じております。

今後は、金融庁で得た知識・経験を活かし、クライアントの皆様のお役に立てるよう、尽力してまいります。ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

出向のご挨拶



弁護士
小川 広将
(おがわ・ひろまさ)

この度、令和8年1月1日より任期付公務員として、金融庁総合政策局リスク分析統括課に出向させていただくことになりました。

担当業務としては、主にデジタルバンク、資金移動業者、デジタル金融グループ及び新規銀行免許申請者等のモニタリングに従事する予定でございます。デジタル金融・決済分野では、事業者のサービス展開やグループ構造の多様化により、検討すべき論点が複層的に現れています。また、暗号資産・ステーブルコインに関する実務も広がりつつあり、金融行政に求められる視点は一層幅広くなっています。これらを総合的に踏まえつつ、事業者のビジネスモデルやリスク状況、並びに市場全体の動向を丁寧に把握しながら、実務で生じる課題の解決や制度運用の在り方について検討してまいります。

今回、このような機会を得ることができたのは、日頃より多くの金融法務案件をご依頼いただき、その中で実務上の視点や課題認識を培う機会を与えてくださった皆様のご支援があつてこそだと感じております。一時的に事務所を離れることとなり、ご迷惑をおかけすることもあるうかと存じますが、帰任後には出向での経験を活かし、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう邁進する所存ですので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

哀悼の辞

会長 弁護士 中 務 翠治郎

安保君！ 何故こんなに早く逝ってしまったのか。

令和2年1月、安保弁護士は、突然脳梗塞で倒れ、運動障害や言語障害の後遺症が生じましたが、先進医療のお蔭で次第に回復の道を歩まれていました。同年1月29日、リハビリのため転院された初台リハビリテーション病院のリハビリ室で直接語り合ったのが、今世における別れの場となるとは夢にも思っていませんでした。

リハビリ病院退院後、運動障害のため東京事務所には出勤していましたが、持ち前の強靭な精神力の下、ご自宅で執務されていました。そして、切なる希望は、事務所に出勤して執務することでした。令和3年新年号の事務所ニュースの挨拶でも「昨年初に病に倒れ、退院以降自宅勤務していましたが、今年は事務所になんとか復帰したいと思っております。」と強い意思表明をされていました。その強い想いが叶えられず、今般、ご自宅で転倒事故を起こし、帰らぬ人となってしまいました。その無念は察するに余りますし、こんなに悲しいことはありません。謹んで哀悼の意を表します。

安保弁護士は極めて優秀な弁護士でした。大学3回生在学中に司法試験に合格、昭和61年4月、司法修習修了と同時に弊事務所（当時の名称は中務総合法律事務所）に入所していただきました。

当時の法律事務所は個人事務所が主流で、わが国の経済社会に即応することができませんでした。私はこの社会の法的ニーズに対応すべく、既に8名の新人弁護士を迎えて、将来は組織的・総合的な法律事務所を目指すビジョンを持っていました。安保弁護士はこの私のビジョンに共鳴して入所され、多くのクライアントに的確で良質な法的サービスを提供していただきました。そして、かねてから、事務所の経営方針に従い、国内外留学を希望する弁護士を積極的に支援するため、留学支援制度を設けていましたが、平成元年、安保弁護士はこれに応募、海外留学第1号として同年6月から米国コネル大学ロースクールに留学されました。同校での成績が優秀であったことから、同大学修了後、ミシガン州の大きな法律事務所で2年間、ニューヨーク州弁護士として勤務することになり、米国の法律事務についても精通することになりました。

弁護士法の改正により、法律事務所については法人化と共に弁護士法人として支所を設け、複数の事務所を設置することが可能になったことを受けて、平成15年9月、既に名称を変更していた

東京事務所共同代表者
安保 智勇 弁護士

昭和36年10月8日生
令和7年11月5日逝去
享年65



中央総合法律事務所を法人化するとともに、安保弁護士の希望もあり、東京事務所を設置することにいたしました。安保弁護士と二人で、東京事務所を設置する泉ガーデンタワーを見学し、そのレイアウトや東京事務所の構造を語り合ったことが今でも鮮明に記憶に残っています。ホテルオークラで盛大な披露パーティーを開催したときの安保弁護士の喜びに満ち、活き活きとした応接を忘れることができません。東京事務所の責任者は安保弁護士であり、東京事務所が軌道に乗るまでの苦労は並大抵ではなかったものと心から感謝いたします。

東京事務所には、その後、順次、優秀な弁護士が多数参画するようになり、今では、パートナー及び所属弁護士のご尽力のお蔭で、多くの企業から信頼される事務所に発展しました。安保弁護士も心から喜んでいると思いますが、発足当時からその基盤が固まっていくまでの安保弁護士のご苦労に対し心からの感謝と深甚なる敬意を表します。

安保弁護士との弁護士業務以外の想い出として、昭和62年7月、私が団長として関西日中法律交流協会主催の中国福建省司法庁への訪問旅行に参加した際の有意義で楽しい想い出があります。現地における交流もさることながら、福建省司法庁から出迎えにきた職員が北京の交通渋滞を考慮しなかつたため搭乗予定の飛行機に間に合わず、当夜は日本大使館の一等書記官にお世話になり、翌日は福建省司法庁の計らいで中国人民解放軍の旅客機で福建省に到着したことなど貴重な体験を忘れることができません。また、安保弁護士が米国大手法律事務所で勤務していた平成3年4月から5月にかけて、日弁連民事介入暴力対策委員会が米国の組織犯罪対策法制の調査のため視察団を派遣し、私もその一員として訪米した際、在米中の安保弁護士もその視察団に参画し、通訳等でご尽力を賜ったことなども忘れるることはできません。

安保先生、あなたの夢であった事務所の国内外への留学制度は今では立派に定着しました。多くの後輩弁護士が中央省庁や企業に出向いて活躍していますし、米国はじめ諸外国に海外留学して研鑽に励んでいます。東京事務所も有能な弁護士が大活躍し、社会経済に大きな貢献をしています。これが安保先生への何よりの追悼だと存じます。どうか安らかにお休みください。



弁護士

田中 幸佑
(たなか・こうすけ)

<出身大学>
岡山大学法学部卒業
大阪市立大学法科大学院修了

<主な経歴・役職>
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
東京地方検察庁検事
2013年4月～
大阪地方検察庁検事、名古屋地
方検察庁検事など
2020年7月
福岡地方検察庁飯塚支部長
兼直方支部長
2022年4月
神戸地方検察庁検事
2023年2月
大阪弁護士会登録(弁護士法
人中央総合法律事務所入所)
2023年4月～
大阪府貝塚市立学校いじめ対
策審議会会長
2024年4月～
大阪公立大学法学部非常勤講師
近畿弁護士連合会犯罪被害
者支援連絡協議会委員

<取扱業務>
コンプライアンス、
危機管理、不正調査、
不祥事対応、企業刑事事件等

自転車への「青切符」の導入とコンプライアンス

弁護士 田 中 幸 佑

第1 はじめに

令和6年11月1日、自転車の「ながら運転」の罰則が強化されたほか、自転車についても「酒気帯び運転」などが罰則の対象となりました。このことは、当事務所ニュースの2025年新春号でご紹介させていただきました。

そして、令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の交通違反に関して、交通反則通告制度(いわゆる「青切符」制度)以下、「反則金制度」といいます。)の運用が開始されます。

大きな流れとしては、自転車に関する取締りが強化される流れにあるといえ、反則金制度の導入もその流れを受けたものであるといえます。

自転車の違反や事故はニュースになることもあらため、特に通勤や事業で自転車を使用する従業員がいるような場合には、コンプライアンスの観点からも注意する必要があります。

第2 反則金制度とは

1 車でも自転車でも、道路交通法には、「○月以下の拘禁刑又は○円以下の罰金に処する」などと、違反行為ごとに罰則(刑罰)が規定されています。ですので、本来は、違反行為が認知されれば、起訴されて拘禁刑や罰金という刑罰を科せられる(前科になる)のが原則です。

もっとも、交通違反をしても、反則金を納付すれば刑事手続に移行しないという制度があります。これが反則金制度です。車を運転される方は、これまでに、一時停止違反などの交通違反を警察官に現認され、反則金を納付した経験があるという方もいらっしゃるかもしれません。

反則金制度は、交通違反の件数が非常に多く、全てを刑事手続で扱うことは現実的でないこと、そのため、軽微な違反については不起訴処分となってしまい、結局違反の抑止につながらないことを考慮して、定型的に反則金という簡易な手続で一定の制裁を課し、違反を抑止することなどを目的として創設されました。

2 車のスピード違反(速度超過)を例に説明しますと、法律上は「6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金」という罰則が定められています。もっとも、一定の違反までは反則金の対象となり、一般道路で25キロ以上30キロ未満の超過は反則金1万8000円など、反則金を納付すれば上記の刑罰は科せられません。

ただ、30キロ以上の超過になれば、反則金の対象とはならず刑事手続となり、多くは罰金刑が科せられます(いわゆる赤切符による手続が多数)。

第3 自転車への反則金制度の導入

1 この反則金制度が自転車にも導入されることになります。

道路交通法上、自転車は「軽車両」となり、多くの違反について車と同様に罰則が定められています。

酒気帯び運転などの重い違反のほか、踏切不停车(3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金)や、無灯火(5万円以下の罰金)なども実は罰則が定められています。

このように、自転車についても多くの罰則が定められていましたが、いきなり刑罰を科すのは重すぎるという発想もあり、実際には制裁が課されず悪質な違反の抑止にならないという問題意識がありました。

そのため、自転車についても、車と同様に、簡易な手続で一定の制裁を課す反則金制度が導入されたというわけです。

例えば、上記の踏切不停车は6000円、無灯火は5000円の反則金の対象となり、これを納付すれば刑事手続には進みません。

なお、車と同様に、酒気帯び運転などの重い違反については反則金の対象とはならず、刑事手続の対象となります。

2 さらに、自転車による違反であっても、運転免許の停止処分がなされる可能性もあります。警察庁の資料によれば、現に、自転車の酒気帯び運転で検挙された者に対して免許停止処分がなされた例もあるとのことです。

実際に免許停止処分になることは多くないと思いますが、確実に、自転車の交通違反に対する取締りは強化されているといえます。

第4 コンプライアンス上の注意

自転車による違反についてはどうしても軽く考えてしまうこともあると思います。しかし、確実に取締りは強化され、自転車の酒気帯び運転で罰金刑に処せられ、勤務先から懲戒処分を受けたというケースも多数見られるようになりました。車の飲酒運転やシートベルトに関する昔と大きく意識が変わったと言われますが、自転車についても、意識を変える必要があるといえます。

改めて、企業等においては、従業員が業務上自転車を使用する場合には、リスク回避のため安全管理や法令遵守を徹底するなど、事故や違反の発生を防止することが求められるといえます。



弁護士
佐藤 諒一
(さとうりょういち)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年4月
最高裁判所司法研修所修了
(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(東京事務所)
2023年7月~2025年12月
金融庁監督局保険課 課長補佐
2026年1月
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>
金融法務・保険法務、M&A、
訴訟・紛争解決、一般企業法務

保険代理店等に対する過度の便宜供与

弁護士 佐藤 諒一

第1 はじめに

金融庁では、損害保険業界において発生した保険金不正請求事案や保険料調整行為事案を受け、令和6年3月から同年6月にかけ「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」といいます。)が開催されました。

有識者会議においては、保険金不正請求事案を念頭に、保険会社が乗合代理店に対して積極的に便宜供与を行い、当該乗合代理店がその見返りとして顧客に対し当該保険会社の保険商品を優先的に推奨することによって、顧客の適切な商品選択が阻害されるおそれがあるとの問題意識が示されました。そして、有識者会議での議論を踏まえて公表された報告書では、顧客の適切な商品選択を確保する観点から、保険代理店等に対する便宜供与のうち、自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するものを解消する必要があること、こうした保険代理店等に対する過度の便宜供与を解消するために、保険会社において、社内規程等の策定等、実効的な態勢を整備することが重要であることが提言されました¹。

これら有識者会議報告書での提言を踏まえ、金融庁は令和7年8月に「保険会社向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」といいます。)を改正し、保険会社が保険代理店等に対し便宜供与を行うにあたって、求められる態勢整備や、過度の便宜供与に係る判断基準を定めております。

本稿では、監督指針改正を前提に、保険代理店等に対する便宜供与に関し、保険会社に求められる態勢整備の考え方や、「過度」であるかの判断にあたっての留意点について、ポイントを絞って解説します。

第2 改正の全体像

1 過度の便宜供与の防止に向けた措置が求められる趣旨

監督指針は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、過度の便宜供与を防止するための措置を講じることを求めています(II-4-2-12(1)①)。改正前監督指針においては、「過度競争の弊害を招きかねない」点に根拠が求められていたところ、改正後は、上記のような有識者会議報告書での提言を踏まえ、「顧客の適切な商品選択の機会の確保」という趣旨を明確化したものといえます。

2 態勢整備が求められること

監督指針は、保険会社に対し、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険代理店等に対する過度の便宜供与を防止す

るため、II-4-2-12(1)①ア~オに規定する措置を講じるよう求めています。このように、保険会社に対して課されているのは、過度の便宜供与を防止するため措置、すなわち態勢整備義務であって、禁止行為が規定されているものではありません。

したがって、各保険会社は、監督指針II-4-2-12(1)②に規定される「過度の便宜供与に係る判断基準」を前提に、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するリスクが高い便宜供与については、「過度」であるとして事前に防止を図りつつ、係るリスクが低い便宜供与については、事後に検証を行い、必要に応じて見直しを行ななど、リスクに応じた措置を講じることが求められるものといえます。

3 保険代理店等に対する便宜供与

保険会社は、「保険代理店等に対する便宜供与」のうち、「過度」であるものについて、防止するための措置を講じることが求められています。したがって、保険会社は、「保険代理店等に対する便宜供与」を特定のうえ、それが「過度」であるかを判断・検証する必要があります。

(1)「便宜供与」の定義

保険代理店に対して何らかの便益を享受させるものであれば足り、保険代理店に経済的利益を生じさせるか否かに関わらないものとされています(パブコメNo.104)。

(2)保険代理店等

過度の便宜供与の相手方となる「保険代理店等」の範囲について、監督指針では、以下のとおり定義されています。

(注1) 保険代理店等とは、保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人や、その他保険会社による便宜供与が、特定の保険代理店における顧客の適切な商品選択の機会を阻害し得ることとなる相手方(具体的には、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者(親会社等)や保険代理店の主要な取引先を含む)をいう

このように、過度の便宜供与の相手方を保険代理店に限定していない趣旨は、保険代理店に対して直接便宜供与を行う場合でなくとも、保険代理店と一定の関係性を有する者に対し、過度の便宜供与を行うことによって、当該保険代理店での顧客の適切な商品選択の機会が阻害され得るため、これを防止する点にあります(パブコメNo.75)。

このうち、「特定の保険代理店における顧客の適切な商品選択の機会を阻害し得ること

なる相手方」に該当するか否かは、個別の便宜供与の性質等を勘案しつつ具体的に判断する必要があるところ、監督指針に記載されている「保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者」や「保険代理店の主要な取引先」はあくまで例示であり、対象が形式的に定まるものではないと考えられます。

また、監督指針は上記のとおり、リスクに応じた適切な態勢整備を求めるものであるところ、例えば、保険代理店への営業推進を担う部署が関与する他社との取引等について、過度の便宜供与に該当するか否かを確認する態勢を整備しつつ、これら以外の部署が過度の便宜供与を行っている実態が確認された場合には、それ以降、当該他の部署が関与する他社との取引等についても過度の便宜供与を確認する態勢を整備するといった方法も認められるものと考えられています（パブコメNo.75）。

第3 保険会社に求められる態勢整備—各論

1 PDCAサイクルに基づいた実効性確保

監督指針II-4-2-12(1)①ア.～オ.では、保険会社が講じる必要のある具体的な措置の内容が規定されています。

これらの措置については、形式的に行えば足りるというものではなく、実効性のあるものとして機能させることができます。したがって、各措置を分断して捉えるのではなく、「PDCAサイクル」として実践し、絶えず改善に向けた取組みを行うことが求められます。

2 社内規則等の策定【P】

保険会社は、監督指針II-4-2-12(1)②の「過度の便宜供与に係る判断基準」を参考に、自社における判断基準を社内規則等に定めることができます（パブコメNo.82）。策定にあたっては、自社のチャネル特性や、現に行われている便宜供与の類型を踏まえ、適切な基準を定めることが重要となります。

3 教育・管理・指導の実施【D】

保険会社は、営業部門等に対し、過度であるケースも含めた便宜供与一般について、適切な教育・管理・指導を実施することが求められます。

また、営業偏重という弊害を排除する観点から、便宜供与に係る意思決定や教育・管理・指導の実施にあたっては、コンプライアンス部門等の適切な関与が求められています。「コンプライアンス部門等の適切な関与」については、例えば、社内規則において適切な基準を設定し、これに当たる一定の類型に関する意思決定を対象として関与するほか、顧客の適切な商品選択の機会を阻害するリスクが高いものについては、事後的に意思決定に係る決裁書等を確認するなど、リスクに応じた確認・検証を行うことが想定されています（パブコメNo.87）。

4 内部監査及び保険代理店に対する監査、取締役会等の関与【C】

保険会社は、保険代理店等に行っている便宜供与により、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていないか、内部監査及び保険代理店に対する監査を実施することが求められます。監査における確認・検証にあたっては、例えば

便宜供与の前後における、相手方保険代理店での成約件数の推移を確認するなどの方法が考えられますが、中長期的な視点で確認するほか、便宜供与を実施するに至った経緯をあわせて確認・検証するなど、多角的な検討を行うことが必要とされています（パブコメNo.91）。

また、監査結果については、取締役会等に報告のうえ、取締役会等において評価・対応の検討を行うことが求められています。

5 解消措置及び改善に向けた態勢整備【A】

上記各措置に基づいた確認・検証の結果、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていると認められた場合には、適切な解消措置の実施のほか、既に講じられているア.～エ.の各措置について、見直すなどの対応が求められます（パブコメNo.96）。

第4 過度の便宜供与に係る判断基準

監督指針II-4-2-12(1)②では、過度の便宜供与に係る判断基準が定められており、以下のとおりの分類がされています。

1 自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与

便宜供与の実績に応じて、当該保険代理店や保険募集人である保険代理店の役員又は使用人において保険契約数や保険引受シェアの調整が行われる場合（いわゆる「ニギリ」）や、保険代理店等から保険会社に対し、物品等の販売数量の目標設定や購入数量の割当て等が行われる場合（いわゆる「ノルマ」）については、過度の便宜供与に該当するものと位置付けられています。

2 実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与

上記以外の便宜供与が過度であるかについては、当該便宜供与の趣旨・目的のほか、価格・数量・頻度・期間及びその負担者等を総合的に勘案しつつ、当該便宜供与によって生じ得る弊害の内容・程度を考慮し、社会通念に照らして妥当であるかによって判断するものとされています。

判断は個別具体的に行われる必要がありますが、過度の便宜供与に該当しうる例として、同イ.(ア)～(オ)が規定されています。これら(ア)～(オ)の行為については、特に過度の便宜供与に該当しやすいものとされており、顧客の適切な商品選択の機会が阻害されていないか、慎重に判断・検証が必要とされています（パブコメNo.122）。

このうち、(エ)では、「本来は保険代理店等が負担すべき費用を保険会社が負担する行為、又は保険代理店等が自らの責任において行うべき業務に対し保険会社が役務を提供する行為」が規定されているところ、どのような費用・業務が該当するか問題となります。パブコメでは、「保険代理店が主催するイベントの開催費用」や「保険代理店に所属する保険募集人の採用支援（保険募集人候補の紹介等）」といった特定の費用・業務について、特に保険代理店の業務運営との関連性も認められるとして、該当するおそれが高いとされており、検討にあたって参考になります（パブコメNo.154）。

1 金融庁「「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書 - 我が国保険市場の健全な発展に向けて - 」8、9頁
<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>



弁護士
岩城 方臣
(いわき・まさおみ)

<出身大学>
一橋大学法学部 卒業
大阪市立大学法科大学院
修了

<経歴>
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)、弁護士登録(大阪
弁護士会)
2016年4月
大阪府貝塚市行政不服審理
員就任
2018年1月
佐野簡易裁判所司法委員
員就任

<取扱業務>
不動産法務、人事・労務、
独占禁止法・下請法、
事業承継、企業法務、
医療機関法務



弁護士
前多 陸
(まえだ・りく)

<出身大学>
京都大学法学院
京都大学法科大学院

<経歴>
2025年3月
最高裁判所司法研修所修了
(77期)
2025年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

2026年4月施行 区分所有法の改正の概要

弁護士 岩城 方臣
弁護士 前多 陸

第1 改正の背景 ~マンションの管理・再生の円滑化~

国土交通省の調査¹によれば、令和5年末時点
で、分譲マンションストック総数は約704.3万戸、この
うち、築40年以上のマンションは137万戸、10年
後には約274万戸、20年後には約464万戸に増
加する見込みとされ、区分所有建物の老朽化対
策は緊急の課題となっています。他方で、耐震不
足等危険性のある建物の建替えの必要性が高
まる中、区分所有者の高齢化や所有者不明化・
非居住化が進行し、管理組合総会への参加者
が減少しているため、特別多数決による意思決
定が一層困難となる実情が指摘されてきました。

このような、区分所有建物の老朽化と区分所
有者の高齢化の「二つの老い」により、管理・再
生の合意形成が停滞している状況に対応する
ため、区分所有建物の管理の円滑化と再生の
円滑化を柱とする見直しが進められ、新区分所
有法(令和7年法律第47号。以下、「改正法」と
いいます。)が、2025年5月23日に成立し、2026年
4月1日に施行される予定です。

第2 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

1 集会決議の円滑化

(1)出席者の多数決による決議を可能とする 仕組み

現行の区分所有法(以下、「現行法」とい
います。)第39条第1項では、集会(区分所有者
の意思決定機関で、一般的には管理組合総
会などとも呼ばれます)が、本稿では区分所有
法上の「集会」という名称で統一します。)の
議事につき、基本的に全区分所有者及び議
決権を母数とする多数決(絶対多数決)が必
要とされていました。普通決議に限って規約で
要件を緩和することが可能であるため、国土
交通省が公表するマンション標準管理規約では、
議決権総数の半数以上を有する組合員の
出席を求める上で、総会の議事は出席組
合員の議決権の過半数で決することとしてい
ましたが(マンション標準管理規約(単棟型)
第47条第1項及び第2項)、規約にその旨の定
めがない区分所有建物では普通決議におい
ても絶対多数決が必要とされていました。そ
して、高経年マンションにおける区分所有者の
高齢化や非居住化に伴い、あるいは大規模
マンションにおける管理組合活動に無関心な
者の増大に伴い、集会の運営や決議が困難
となっている実情がありました²。

そこで、改正法においては、現行法の絶対
多数決の原則を変更し、出席した区分所有者
及びその議決権の各過半数(出席者多数決)
を決議要件とすることとしました。また、共用部
分の変更、復旧、規約の設定・変更・廃止、管
理組合法人の設立・解散、義務違反者への各
種請求、管理組合法人による区分所有権取
得等にも出席者多数決を広げる設計が採用
されました。

(2)所在等不明区分所有者を集会決議の母数 から除外する仕組み

氏名等や所在が不明な区分所有者(以下、
「所在等不明区分所有者」といいます。)は、現
行法上、集会の決議において反対者と同様に
扱われることになるため、所在等不明区分所
有者がいる区分所有建物については、相対的
に集会決議が成立しにくくなり、必要な管理等
が行えなくなるおそれがありました。

そこで、必要な調査を尽くしても所在等が不
明な区分所有者については、他の区分所有者
や管理組合等の管理者が請求を行い、裁判
所が除外決定を行えば、全ての決議の母数か
ら除外できる仕組みを導入しました(改正法第
38条の2、第86条)。

2 マンション等に特化した財産管理制度

(1)所在等不明区分所有者の専有部分の管理 制度

所在等不明区分所有者がいて専有部分等
の適切な管理が期待できない場合、従来は民
法上の不在者財産管理制度(民法第25条第
1項)などで対応していましたが、費用・事務負
担が重く運用が難渋していました。

改正法では、区分所有建物の専有部分に
特化した管理命令型の制度を創設し、管理人
の管理権限は、専有部分のみならず所在等不
明区分所有者が専用利用していた共用部分
やその上にある動産についても及び、放置物
の撤去等が可能となります。さらに、管理人に
は処分権限も認められ、建替えを含む全ての
集会決議で、所在等不明区分所有者の議決
権を代位行使することができ、また、裁判所の
許可が条件とはなりますが、建替え決議に賛
成して建替え後の専有部分を取得し、これを
第三者に売却して管理を終了することが可能
となりました。

(2)管理不全の専有部分・共用部分の管理制度

区分所有者と連絡は取れるものの管理不
全(例:専有部分のゴミ、専有部分の配管腐食

放置、共用部分である外壁剥落・廊下への私物放置等)がある場合に、改正法は、専有部分及び共用部分それぞれについて、他の区分所有者や管理者からの請求を受けて、裁判所が管理人を選任する独自の管理制度を設けました。専有部分管理人の管理権限は、共用部分管理人の管理権限と一部重複し、専用利用している共用部分(例:ベランダ)の動産類も撤去することができます。他方で、所在等不明区分所有者の専有部分の管理人のように、集会決議の議決権代位行使や専有部分の処分権限までは認められておらず、あくまで管理権限が認められるにとどまります。

3 国内に住所等を有さない区分所有者のための国内代理人

改正法では、区分所有者が国内に住所または居所を有せず、または有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内代理人を選任することができるとする規定が創設されました(改正法第6条の2第1項)。ただし、国内管理人の選任を義務づけることはしておりません(規約による義務化は可能です。)。

4 共有部分の管理・変更の円滑化

(1) 共用部分の変更決議の多数決要件の緩和

現行法第17条第1項は、共用部分の変更決議の多数決要件を、区分所有者及び議決権の各4分の3以上としていましたが、この多数決要件を満たすことは容易ではなく、区分所有建物の老朽化の防止や老朽化部分の再生のための大規模な改修工事ができない旨の批判がありました。

そこで、改正法では、従来の各4分の3を原則としつつ、①共用部分の設置・保存の瑕疵により他人の権利または法律上保護される利益が侵害され、または侵害されるおそれがある場合、及び②バリアフリーの確保に資する場合の変更決議の多数決割合は各3分の2へと緩和しました。

(2) 共用部分等に係る請求権の行使の円滑化

例えば、分譲事業者が共用部分である外壁に瑕疵のあるマンションを販売したケースなどで、管理者が、区分所有者のために共用部分等に係る損害賠償・不当利得返還等の各請求権を代理行使する場合に、改正法第26条は、管理者が、現区分所有者のみならず旧区分所有者に帰属する請求権も一括して代理行使でき、さらに規約または集会決議により、旧区分所有者のためにも訴訟で原告・被告となり得るものと整理されました。旧区分所有者は、書面または電磁的方法により「別段の意思表示」をした場合は請求権の個別行使が可能と規定されていますが、規約または集会決議でこのような個別行使を制限する定めを置くことは可能と考えられており、マンション標準管理規約も同旨の制限規定を盛り込む内容への改正が予定されています。

第3 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

1 建替え決議の多数決要件の緩和

現行法第62条第1項では、区分所有建物の建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数決としていましたが、前述の「二つの老い」という状況に照らすと、要件が厳格であることにより必要な建替えを行うことができないという問題がありました。

そこで、改正法では、各5分の4という多数決割合を原則としつつ、耐震・耐火・外壁剥落・衛生有害・バリアフリー等の客観的緩和事由がある場合には各4分の3という割合に緩和することとしました。

2 建替え決議がされた場合の賃貸借の終了等

現行法下では、建替え決議がされても、賃借人の同意がない限り専有部分の賃貸借は終了しないことから、建替え工事の円滑な実施が阻害される状況となっていました。

そこで、改正法は第64条の2を新設し、建替え決議があったとき、専有部分の賃貸人である区分所有者や建替え決議に賛成した各区分所有者等から、賃貸借の終了請求を認める制度が導入されました。終了請求があつた日から6ヶ月を経過することによって当該専有部分の賃貸借は終了しますが、賃貸人である区分所有者は(それ以外の請求権者が終了請求をした場合は賃貸人と連帯して)、賃借人に補償金を支払わなければならず、補償金の支払いと当該専有部分の明渡しが同時履行関係に立つとされています。なお、補償金については、公共用地の取得に伴う損失補償基準における借家人等が受ける、いわゆる通損補償と同水準とされていますが、公共用地の取得の場合との異動を踏まえて算定される必要があり、今後の実務の集積が待たれます。

3 多数決による区分所有建物の再生、区分所有関係の解消

近年、マンション建替えにおける区分所有者の平均負担額が急激に増加する傾向において、抜本的な建物の再生方法として、建替え以外の選択肢の需要が高まっているところ、現行法上、建物・敷地の一括売却や、再築を伴わない建物の取り壊しについては、区分所有者全員の同意が必要であり、現実的な選択肢となり難い状況にありました。

そこで、本改正により、①建物・敷地の一括売却、②建物取壊し+敷地売却、③単純取壊しの三制度を新設し、いずれも区分所有関係の解消を目的として、原則:区分所有者数・議決権数の各5分の4以上(建替え決議要件と同様の客観的緩和事由がある場合は各4分の3以上)の決議で実行できる構成としました。

1 國土交通省住宅局・法務省民事局「マンションの管理・再生の円滑化等のための改正法」2025年5月
(<https://www.moj.go.jp/content/001443230.pdf>、2025年11月8日最終閲覧)

2 日本弁護士連合会 司法制度調査会編「新旧対照でわかる改正区分所有法の要点」35頁



弁護士
谷 崇彦
(たに・たかひこ)

<出身大学>
立教大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)
2022年4月～2023年3月
金融庁監督局銀行第二課地
域金融企画室 室長補佐
2023年4月～2025年3月
監督局銀行第二課 課長補
佐(法務担当)
2024年3月～2025年3月
総合政策局リスク分析総括
課フィンテック参事官室
室長補佐を併任
2025年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所復帰

<取扱業務>
金融規制、コンプライアンス、
企業法務、訴訟・紛争解決、
一般企業法務

電子決済手段の法規制の現在地

弁護士 谷 崇彦

第1 はじめに — 国内で加速する電子決済手段発行の動き

近年、ブロックチェーン技術の進展を背景として、いわゆるステーブルコインと呼ばれるデジタル資産が世界的に広がっています。我が国でも、円建てのステーブルコインを発行し、パブリックチェーン上で流通させる動きが複数の事業者によって進められており、決済や送金、Web3サービス内の決済インフラとしての活用が現実味を帯びてきています。

これらの電子決済手段は、法定通貨と価値が連動することで、一般的な暗号資産に比べて価格変動リスクが小さい一方、電子的な「お金」がブロックチェーン上で不特定多数に流通するという性質を持ちます。そのため、利用者保護やAML/CFT、金融システムの安定性といった観点から、新たな法的枠組みが求められてきました。

こうした問題意識を踏まえ、資金決済法は改正を重ねており、電子決済手段の定義・発行者規制に加え、電子決済手段等取引業や電子決済手段サービス仲介業といった周辺プレイヤー向けの制度も整備されつつあります。以下では、電子決済手段の基本的な法的枠組みを概観したうえで、発行・取扱いを検討する事業者が意識すべきポイントを整理します。

第2 電子決済手段とは

1 ステーブルコインとの関係

「ステーブルコイン」は法律上の用語ではありませんが、一般に「法定通貨や資産を裏付けとして価値の安定を図るトークン」を意味します。このうち、日本の資金決済法が「電子決済手段」としてとらえているのは、主として円などの特定の法定通貨と連動し、交換手段として利用されるタイプ、いわば「電子マネートークン型」のステーブルコインです。

円建てステーブルコインであれば、ユーザーが円を預け入れることで同額のトークンが発行され、ブロックチェーン上で送付・決済に利用でき、必要に応じて再び円で償還を受けられるようなスキームが典型例となります。

2 電子決済手段の類型

資金決済法2条5項は、電子決済手段を大きく1号～4号に類型化しています。実務上重要なのは次の二つです。

なお、2号電子決済手段は、1号電子決済手

段に係る規制の潜脱防止のために設けられたものですが、具体的なユースケースが現状あるわけではありません。また、4号電子決済手段は1～3号電子決済手段に準じるものとして金融庁長官が指定するものとされていますが、現状指定はありません。

・1号電子決済手段

不特定の者に対する決済や売買に利用できる通貨建資産であり、発行者等が券面額と同額の法定通貨による償還を約するものです。パブリックチェーン上で流通する円建てステーブルコインの多くは、この1号電子決済手段を前提に設計されます。

・3号電子決済手段(特定信託受益権)

金銭信託の受益権で、いつでも払戻請求ができ、預貯金等により分別管理されるものです。信託銀行等が受託者となり、信託財産が倒産隔離される点に特徴があります。いわば「信託型ステーブルコイン」を想定した枠組みといえます。

これらに該当しない、複数通貨・コモディティ等を参照するトーカンは、原則として「暗号資産」として別途規制されることになります。

第3 電子決済手段発行に関する規制

1 1号電子決済手段の発行者

1号電子決済手段を発行できるのは、原則として「資金移動業者」に限られます。発行者は、次のような規制が課されます。

- ・資金保全:発行残高に応じた保証金の供託・信託等を通じて、償還資金を利用者のために分別管理することが求められます。

- ・財務・ガバナンス:一定の純資産要件や内部管理体制を備え、継続的に健全性を維持することが必要です。

- ・AML/CFT対応:取引時確認(KYC)、疑わしい取引の届出、トラベルルールへの対応など、高度なマネロン対策が要求されます。

- ・システム管理:サイバー攻撃や障害による停止が直接決済に影響するため、情報セキュリティやBCP、外部委託先管理といった観点からのシステムリスク管理が不可欠です。

単に「1トーカン=1円」の裏付けがあれば足りるわけではなく、既存の決済事業者と同水準のコンプライアンス・システム体制を前提にしたビジネスである点が、実務上のハードルとなります。

2 3号電子決済手段(特定信託受益権)

3号電子決済手段は、信託銀行等が受託者となり、利用者が信託受益権を保有するスキームです。信託財産が倒産隔離されることから、信用リスクが抑えられる一方、これまでは裏付資産を全額預貯金で保有する必要があり、利回りを得にくいという課題がありました。近時の資金決済法改正では、この点が見直され、特定信託受益権の裏付資産について、発行額の一定割合(説明資料上は上限50%)を上限に、国債や定期預金による運用を認める枠組みが導入されています。もっとも、本稿執筆時点では政令等により具体的な運用内容が定められ、実際に施行されるのはこれからであり、詳細は今後の政令・監督指針等を踏まえて確認する必要があります。

この改正により、銀行・信託銀行が3号電子決済手段スキームを用いて円建てステーブルコイン事業に参入するインセンティブは高まり得ると考えられます。

第4 電子決済手段を取扱う場合の規制 一電子決済手段等取引業・サービス仲介業一

電子決済手段を「使わせる」側に回る事業者にも、一定の規制が及び得ます。ポイントとなるのは、①電子決済手段等取引業に該当するケースと、②新設された電子決済手段サービス仲介業に該当するケースの線引きです。

1 電子決済手段等取引業

電子決済手段の売買・交換、これらの媒介、または管理等を「業として」行う場合は、原則として電子決済手段等取引業として金融庁長官の登録が必要になります。

登録業者には、

- 利用者財産の分別管理
 - 情報セキュリティ・委託先管理
 - 商品内容・リスクに関する説明義務
 - 金銭の預託制限、銀行等への預入義務
 - 苦情処理・紛争解決手続への対応
 - AML/CFT・トラベルルールへの対応
- といった義務が課されます。

自社サービス内で、ユーザーの電子決済手段残高を預かり、他のユーザーへの送金や売買を自社の計算で処理する場合には、取引業に該当する可能性が高くなります。

2 電子決済手段サービス仲介業

一方、最近の改正で新設された「電子決済手段サービス仲介業」は、電子決済手段等取引業者や暗号資産交換業者から委託を受け、その売買・交換を「媒介」する事業者を対象とする枠組みです。

仲介業者は、

- 利用者財産を預からないこと
- 所属先の取引業者・交換業者のために媒介すること

を前提に、比較的軽い登録要件・行為規制のもとでビジネスを行うことができます。犯収法上の取引時確認義務も、原則として当該取引の当事者である電子決済手段等取引業者が担うため、仲介業者側には直接は課されません。

Web3サービスの画面上から、提携する電子決済手段等取引業者での取引をシームレスに実行できるUIを提供するようなケースでは、この仲介業ライセンスで対応するスキーム設計の検討対象となります。

もっとも、実務上は、自社の行為が、あくまで電子決済手段等取引業者等の取引を「媒介」するにとどまるのか、それとも自ら売買・交換の当事者となったり、利用者の電子決済手段や金銭を「管理」する電子決済手段等取引業に該当するのかという、両者の線引き(いずれに該当するかの判断)が重要になります。利用規約や画面表示の書きぶりだけでなく、契約の当事者や資産管理の実態に照らして評価されるため、UI/UX設計段階から法的な観点を織り込んでおく必要があります。

第5 おわりに

電子決済手段に関する規制は、一見すると複雑ですが、事業者の視点からみると、「どのレイヤーで関与するか」を決めるためのメニューと捉えることもできます。大きく分けると、①発行者として1号・3号電子決済手段を自ら発行する、②電子決済手段等取引業者としてカストディや売買・交換を担う、③サービス仲介業者としてUIや顧客導線の提供に特化する、という三つの立場があります。

それぞれ、求められる規制対応や初期コストと引き換えに、得られるデータ・顧客接点や収益機会の幅が異なります。加えて、自社の行為が「媒介」にとどまるのか、それとも実質的に取引・管理に当たるのかという線引きが、必要となるライセンスを左右します。

したがって、電子決済手段の活用を検討する事業者としては、

- 自社サービスがどのような価値を提供したいのか
- その中で「お金」の部分をどこまで自前で担うべきか
- その前提で、発行・取引・仲介のどこに立つのが合理的か
- 想定するUI/UXが法的にどの類型に該当し得るか

といった点を整理しながら、ライセンス戦略とスキーム設計を行うことが重要になります。電子決済手段の制度を、単なる制約としてではなく、自社の立ち位置とリスクテイクの範囲を明確化するためのフレームとして捉えられるかどうかが、今後のビジネス展開の鍵となるものと考えます。



弁護士(日本・ニューヨーク州)

金澤 浩志
(かなざわこうじ)

(出身大学)
京都大学法学院
ノースウェスタン大学
ロースクール法学修士
(LLM with honors)

(経歴)
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了(57期)
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業
2012年8月~10月
Barack Ferrazano Kirschbaum
& Nagelberg LLP(シカゴ)勤務
2012年11月~2013年10月
Roddy & Davidson LLP
(シンガポール)勤務
2013年8月
ニューヨーク州弁護士登録
2014年1月~2015年12月
金融庁監督局総務課勤務

(取扱業務)
コーポレート・ガバナンス、
金融規制・コンプライアンス、
クロスボーダー取引、
企業再編・M&A

TAG Alliances 2025秋季ベルリン会議に参加して

弁護士 金澤 浩志

第1 TAG Allianceとベルリン会議

2025年10月22日から24日にかけて、ドイツ・ベルリンにて開催された TAG Alliances Fall International Conference に、当事務所から中務正裕弁護士、中務尚子弁護士、金澤浩志弁護士の3名が参加しました。TAG Alliances は、法律、会計、コンサルティングの分野で高い専門性を有する世界中のメンバーファームが参加するネットワークであり、定期的に開催される国際会議は、実務的な学びと人的交流を深めることのできる貴重な機会です。

今回の会場となったベルリンは、第二次世界大戦後に東西に分断され、長年にわたり冷戦の象徴として世界史に刻まれてきた都市です。街を横断する形で築かれたベルリンの壁は、政治体制のみならず、家族や文化までも引き裂く現実を生み出し、世界の分断を象徴する存在でした。1989年の壁崩壊以降、ベルリンは自由と再統合の象徴へと変貌し、多文化が共存する都市として発展を遂げました。

会議テーマは「Breaking Down Barriers」。世界的に地政学的な緊張が高まる現在の国際情勢が、この都市が過去に経験した分断の歴史をなぞるような形で進行しつつある中で、当該テーマは一層の重みを持って感じられることとなり、そうした状況に対して専門家同士が国境を越えて協力し、新たな価値を創出していくことの重要性が、改めて強調されました。



第2 グローバルの課題に焦点を当てたプログラム

23日の会議冒頭に行われたAlexa Capital の Gerard Reid 氏による基調講演では、“Entering

the Era of Energy Disruption”と題され、世界的なエネルギー転換の潮流を多角的に分析し、「エネルギーの創造的破壊」がもたらす変革について語られました。世界各国が脱炭素を推進する中で、再生可能エネルギーの供給能力の拡大、電力インフラのデジタル化技術の進歩などが急速に進んでいます。これらに加えて、AIがエネルギー産業のあらゆる領域に浸透し、発電・供給・設備維持管理の最適化を可能にしつつある点が報告されました。このように、従来のエネルギー構造を根底から変える要素が次々と登場しています。こうした変化は、企業の経営環境に大きな影響を及ぼすものであり、企業を法務面から支援する弁護士もしっかりとキャッチアップして、これまで以上に多角的な視点を持つ必要があると認識しました。

同日午後に開催されたCorporate/M&Aセッションでは、AI活用が国際取引実務や専門家業務をどのように変革するかが中心テーマとなりました。欧米企業では、AIを用いたデューデリジェンスの自動化、契約書レビューの効率化、取引スキームのリスク分析などが日常業務として定着しつつあり、従来の人手による作業を大幅に代替する技術が、既に実務に深く浸透していることが報告されました。当事務所でもリーガルテックサービスを積極的に導入し、技術進展をクライアントに還元すべく検討を進めていますが、やはり欧米の方が大きく先行している状況にあることを実感しました。本セッションは、AI活用の可能性とリスクを改めて整理し、実務への反映を進める上で大変有意義な機会となりました。

24日の基調講演では、Berlin Global Advisors の Martin Wiesmann 氏が、現在の世界が直面する地政学的変動を「The Newest World Order」と位置づけ、国際社会が新たな局面に突入しているとの見解を軸に議論が展開されました。米中対立の長期化、ウクライナ情勢の影響、EU内部の政策分断、中東地域の不安定化など、複数の地政学的问题が同時多発的に進行している現状についての分析が示されました。さらに、経済安全保障をめぐる各国の政策強化が、対内投資規制の強化、輸出管理制度の拡大、制裁法制の厳格化といった

形で、企業活動に様々な影響を及ぼしていることも指摘されました。企業は、このような環境に適合して事業を進めていくことができるよう、規制遵守やリスク管理の観点からも難しい判断を求められる場面が多くなっており、法律事務所にはこうした側面にも配慮した高度な分析力と国際ネットワークが不可欠となっていると実感しました。



第3 メンバーとの交流

23日の夜に開催された Gala Dinner は、Classic Remise Berlinという会場で行われました。同会場は、19世紀末に建てられた車庫をリノベーションした文化施設で、ヨーロッパ各地のクラシックカーが常時展示されている独特の空間でした。産業遺産としての重厚さとクラシックカーが持つ歴史的価値が融合し、大変印象深い雰囲気が醸成され、参加者同士が自然に会話を交わせるような工夫が見られました。広いホールには各国の法律事務所・会計事務所のメンバーが集い、活発に交流を深めました。テーブルを囲んで、あるいは展示車両の周りで、クロスボーダー案件の経験や、各国のAI・エネルギー政策に関する議論、さらにはそれぞれの事務所が抱える課題など、充実した意見交換が行われました。

当事務所の弁護士も多くの国の参加者と交流することができ、将来の協働に向けた関係構築を進めることができました。TAG Alliancesの国際的な繋がりを実感するとともに、今後の案件展開に向け、各国の専門家との信頼関係を深める貴重な機会となりました。

第4 分断が進む世界と国際的な協働の重要性

世界は今、あらゆる領域で新たな「壁」の出現に直面しています。米中対立や地域紛争の長期化、これらに付随する経済安全保障の強化、貿易摩擦の再燃など、各国の間に大きな

「壁」が立ちはだかりつつあります。こうした政治状況に加えて、生成AIを中心とした技術革新が社会を大きく変化させ、分断を促進するという負の側面も指摘されています。今回の会議は、このように国際情勢がかつてないほど複雑化する中で、法律事務所が直面する新たな課題と可能性を包括的に示してくれる内容であったように思います。

本会議で取り上げられたエネルギー転換、AI活用、地政学リスクといったテーマは、企業活動や投資判断、国際取引の現場で日々発生している法律問題と直結しており、我々法律事務所が対応すべき領域が大きく広がっていることを改めて認識させられました。

ベルリンという、かつて分断を象徴し、現在は統合と多様性を体現する都市で開催された今回の会議は、過去と現在を照らし合わせながら、国際社会が直面する課題の深刻さを浮き彫りにしました。同時に、TAG Alliancesに所属する世界中の専門家が互いの知見を共有し、未来に向けた協働の可能性を探る姿勢は、国際ネットワークの意義を強く再確認させることになりました。

当事務所としても、今回得られた洞察を日々の業務に生かし、クライアントが直面する複雑な問題に対して、より戦略的かつ実効的なリーガルサービスを提供できるよう邁進してまいります。そして、今後も国際的な交流を継続し、広い視野と専門性を兼ね備えた法律事務所として、価値あるリーガルサポートを提供してまいります。





弁護士

深田 美紀
(ふかだ・みき)

<出身大学>
大阪大学法学校卒業
京都大学法科大学院卒業

<経歴>
2025年3月
司法研修所終了(77期)
大阪弁護士会登録
2025年4月
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

2025年10月1日よりデジタル化された公正証書作成手続について、概要を解説します。

弁護士 深田 美紀

第1 はじめに

公証人法の改正により、2025年10月1日から、法務大臣が順次指定する「指定公証人」が作成する公正証書については、嘱託から作成、完成した電子公正証書の受け取りまで、一連の手続がデジタル化されます。

主な変更点は、公正証書が原則として電磁的記録により作成・保存されるようになり、作成された公正証書については、書面による受け取りに加え、電子データとして受け取れるようになった点です。このほか、電子メールを利用した嘱託や、一定の場合にはリモート方式による作成も認められるようになりました。

第2 作成の原則電子化

まず、公正証書の作成は、対面・リモート方式問わず、原則として電子データで作成・保存されることとなり、従来は紙に署名押印していたものが、嘱託人の電子サインおよび公証人の電子サイン・電子署名による方式へと変わります。

例外的に書面で作成されるのは、保証意思宣言公正証書等のように法律上書面での作成が予定されている場合や、図面が極めて大きいなど技術的・物理的な理由により電子化が困難な場合に限られます。

第3 メールによる嘱託が可能に

従来は、公証役場に赴き、印鑑証明書等による本人確認を受けて嘱託する必要がありましたが、改正により、電子データに電子署名および電子証明書を付与してメール送信する方法で嘱託できるようになりました。

第4 リモート方式も可能に

対面での作成に加え、一定の場合にはリモート方式による作成も可能となりました。

大まかな流れは次のとおりです。まず、嘱託人が事前に送られた招待メールからリモート会議に参加し、公証人が本人確認および意思確認を行います。次に、公証人が画面上に案文を表示して読み上げ、全員で内容を確認したうえで原本用PDFが作成されます。そのPDFをメールで受け取った列席者全員が電子サインを行い、続いて公証人が電子正本・電子謄本を作成し、これをダウンロードサイトにアップロードして列席者にURLを送付し、列席者が受領するという流れです。

リモート方式の利用が認められるのは、①嘱託

人から申出があり、②他の嘱託人に異議がなく、③公証人が相当と認め、④法令上許容されているという要件をすべて満たし、かつ必要な機材を備えている場合です。

このうち③については、必要性と許容性を総合的に勘案して判断されます。

高い必要性が認められるのは、嘱託人の心身や就業の状況、地理的条件等により公証役場への出頭が困難な場合、DV等の事情により直接対面することに問題がある場合、列席者が多数に上り日程調整が困難な場合などです。

また、許容性については、本人確認・真意確認・判断能力の確認を支障なく行えるかが重要な判断要素となります。代理人による嘱託が可能な類型では許容性が認められやすい一方、遺言など代理人による嘱託が認められていない類型、なかでも高齢者や重度の認知症の方による遺言は、将来の紛争のおそれが高く、特に慎重な判断が求められます。任意後見契約についても、公証人と嘱託人本人との直接面接が求められており、同様に慎重な判断が必要です。

第5 電子正本や電子謄本の発行が可能に

電子データで作成された公正証書は、書面で受領できるほか、クラウド経由でのダウンロードや、自ら用意したUSBメモリ等に保存して受け取る方法も選べるようになりました。

第6 手数料の改定

手数料についても見直しが行われました。全体としては引上げとなる一方、法律行為の目的の価額が50万円以下の場合には、これまで5,000円であった手数料が3,000円に引き下げられています。また、ひとり親家庭や身寄りのない高齢者などによる作成ニーズが高い類型の公正証書については、負担が軽減されています。

第7 終わりに

以上のように、公正証書作成手続のデジタル化により、嘱託人の負担が軽減され、遠方の方や多人数が関係する案件でも柔軟に対応できる面が増えることが期待されます。

もっとも、具体的な事情によっては、従来どおり対面での作成の必要性や妥当性が認められることも少なくありません。

公正証書の作成を検討される際は、お気軽に当事務所にご相談ください。

ファイナンシャル・ランナーズ駅伝参加のご報告

弁護士 森 本 雄 介

毎年恒例の「ファイナンシャル・ランナーズ駅伝」が、昨年12月6日(土)、東京・立川市の昭和記念公園にて開催されました。本大会は、金融業界に携わる方々が「チームで襷をつなぐことでチームの団結力を高め、その活力で地域経済の発展へつなげていく」という理念のもと、一般社団法人金融財政事情研究会の主催により行われております。

競技は、5kmのコースを1チーム4名でリレーし、合計20kmを走るもので、「男性の部」、「女性の部」、「男女混合の部」の3部門で総合タイムを競います。当事務所は2014年の第1回大会から協賛するとともに、チームとしても毎年参加しています。第12回大会となる昨年は、大阪、東京、京都から集まったメンバーが拠点の垣根を越えてチームを結成し、男性の部3チーム、女性の部1チーム、混合の部1チームの合計5チームが出席しました。なお、女性の部チームが結成されたのは今大会が初めてのことです。



参加した全5チームと全体写真

迎えた当日は、澄みきった青空が広がり、絶好の駅伝日和となりました。当事務所のメンバーは、事務所名の入ったオリジナルTシャツを身に着け、ウォーミングアップをしたり、チームごとに記念

写真を撮ったりしながらスタートを待ちます。開会式が終わると、いよいよ競技開始です。

今回が初参加の私は第1区を走ることになったのですが、スタートの時点で参加するランナーの多さに圧倒されました。それもそのはず、合計349チームがエントリーしているとのことで、大会の規模の大きさに身が引き締まります。ピストルの合図とともに走り出すと、晩秋の彩りに包まれた木々の間を駆け抜ける爽快なコースが続き、序盤は景色を楽しむ余裕もありました。しかし2kmを過ぎたあたりからは、日ごろの運動不足もあり、ゴールが果てしなく遠く感じられます。1kmごとに標識が設置されているのですが、走っても走っても次の標識が見えてこず、本当に等間隔で置かれているのか疑いたくなるほどでした。それでも、当事務所の弁護士や事務員からの声援に背中を押され、なんとか最後まで走り抜け襷をつなぐことができました。参加した他のメンバーも懸命に走り、5チームすべてが無事完走しました。



競技後には表彰式が行われ、各部門の上位5チームが表彰されました。大会終了後は近隣のホテルで参加した事務所のメンバー全員で打ち上げを行い、お互いの健闘をたたえ合いました。今年のファイナンシャル・ランナーズ駅伝も、例年どおり12月第1週に開催される予定です。金融業界でお仕事をされている読者の皆様におかれましても、是非ご参加いただき、普段のお仕事とはまた違った形で絆を深めていただければと思います。



株主総会の代表取締役選定・解職権限

—株主総会の権限と定款自治

弁護士
(オブカウンセル)森本滋
(京都大学名誉教授)

取締役会設置会社は、定款により株主総会の決議事項を追加することができ(会社法第295条第2項)、代表取締役の選定・解職を株主総会の決議事項とすることもできますが、取締役会の当該権限を排除することができるかについては争いがあります。今回は、この問題について検討します。

第1 重複権限説

取締役会の代表取締役選定・解職権限を定める会社法第362条第2項第3号には「定款に別段の定めがある場合を除き」という留保条項がないため、定款で代表取締役の選定・解職を株主総会の決議事項とすることはできても、取締役会の当該権限を奪うことはできないというのが行政解釈のようですが(松井信憲『商業登記ハンドブック第5版』140頁)。これを重複権限説ということにします。

最高裁決定平成29年2月21日民集71巻2号195頁は、取締役会設置会社である非公開会社において、必要に応じ株主総会の決議によって代表取締役を定めることができる旨の定款の定めについて、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会の権限が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえないとして、当該定款の定めは有効であるとしています。

第2 重複権限説の解釈上の問題点

取締役会は、どのような判断基準により、代表取締役の選定・解職について、自ら決定するのか株主総会決議に委ねるべきか、判断することになるのでしょうか。原則として取締役会が代表取締役を選定・解職するが、例外的に、とりわけ、株主に代表取締役の選定・解職に係る総会招集請求又は議題提案を認めることに当該定款規定の実質的意義があるのでしょうか。逆に、通常は株主総会において代表取締役を選定・解職するが、可及的速やかに決定する必要があるときに、例外的に取締役会限りで決定することも認められるのでしょうか。

株主総会と取締役会の権限関係も整理を要します。上記最高裁決定は、株主総会が選定した代表取締役を取締役会が解職することを肯定するようですが、株主総会の決議に違反する取締役会の決議を行えば忠実義務違反等の問題も

生じうるとする見解もあります(相澤哲ほか編著『論点解説新・会社法』265頁)。

非公開会社においては、株主による経営トップの監督が有効に機能しないわけではありません。このような会社の株主が、取締役会制度のメリットを享受しつつ、取締役会の代表取締役選定・解職権限を排除して、株主総会に取締役の選任・解任権限だけでなく代表取締役の選定・解職権限も付与して、経営トップに対する監督権限を一層強化しようすることには合理性が認められます。取締役会は、その場合でも、重要な業務執行について意思決定をし、代表取締役の職務執行状況を監視・監督し、必要な場合には、代表取締役の選定・解職のために臨時株主総会を招集することができます。取締役会の代表取締役に対する監督権限の実効性は失われないのでしょう。

また、重複権限説は、定款で特定の重要な業務執行の決定(会社法第362条第2項第1号第4項参照)を株主総会の専決事項とすることも否定するのでしょうか。

第3 非公開会社である取締役会設置会社の株主総会の権限と定款自治

相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説(別冊商事法務295号)』76頁は、取締役会の設置により株主総会の権限が限定されるという関係は論理必然的なものではなく、代表取締役の選定・解職を主として取締役会が行うのか、株主総会で行うのかも各会社の実情に合わせて定款で定めることも差し支えないとしています。非公開会社については、多様な会社の実態に適合的な実務の要請に応じるため定款自治を広く認めるべきであり、会社法第295条第2項は定款で取締役会の法定権限事項を株主総会の専決事項とすることも排除していないと柔軟に解することが合理的なように思われます。

なお、本事務所ニュース2024年夏号掲載の「株主総会の決議要件と定款自治」において同趣旨のことを指摘しましたが、最高裁は、会社法第309条第1項とは異なり「定款に別段の定めがある場合を除き」という留保条項のない会社法第341条について、取締役選任の定足数に頭数要件を付加する定款規定を無効とした東京高判令和4年10月31日(金商1664号28頁)に対する上告及び上告受理申立てのいずれも認めませんでした(同決定令和6年7月18日判例集未登載)。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗
弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 潤川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎
弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛治 雄一	弁護士 高橋 琢輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 田中 幸佑	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 小宮 俊
弁護士 富川 謙	弁護士 榎本 辰則					
弁護士 中務嗣治郎 (ジニアガツセイロ)	弁護士 岩城 本臣 (ジニアガツセイロ)	弁護士 森 真二 (ジニアガツセイロ)	弁護士 加藤 幸江 (ジニアガツセイロ)	弁護士 森本 滋 (ジニアガツセイロ)	弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹 (経済産業省勤務中)
弁護士 松本久美子	弁護士 新澤 純 (金融厅勤務中)	弁護士 秋山繪理子	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟
弁護士 檜渕 陽 (個人情報保護委員会勤務中)	弁護士 加藤 友香	弁護士 小林 優吾 (金融厅勤務中)	弁護士 佐藤 謙一	弁護士 半田 昇	弁護士 三村 侑意	弁護士 野崎 佐季 (金融厅勤務中)
弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎 (民間企業勤務中)	弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稔	弁護士 小山 詩音 (民間企業勤務中)	弁護士 横山 淳司	弁護士 佐々木 孝
弁護士 亀田孝太郎 (金融厅勤務中)	弁護士 中村 優介	弁護士 内田孝太郎	弁護士 木村 瑞志	弁護士 森山 雄平	弁護士 松浦 拓海	弁護士 深田 美紀
弁護士 中原 由理	弁護士 西川 葵	弁護士 逢澤暉太郎	弁護士 前多 陸	弁護士 本田 祥馬	弁護士 上田 泰豊	
弁護士 森本 雄介	短時勤務 (カリフォルニア州弁護士)	アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	ロナルド・カルステイン (カリフォルニア州弁護士)	ガブリエル・ラシングダ・ローマン (カリフォルニア州弁護士)	客員弁護士 八木 良一	法務部長 上田 泰豊